

令和7年度当初予算編成方針



令和6年11月11日

予算編成方針の基本的な考え方

能登半島地震からの復旧・復興への対応
県有施設・インフラの老朽化への対応

人口減少・少子高齢化への対応
物価高騰、賃上げへの対応 等

限られた人的・財政的資源を効果的に活用

既存事業の抜本的見直し・
再構築の徹底

優先度を意識
重点分野へのメリハリある配分

「選択と集中」「改革と創造」による、
持続可能で、未来への希望が持てる県政運営の推進

予算編成方針のポイント①

I 重点分野

1 令和6年能登半島地震に係る 復旧・復興ロードマップへの対応



要求上限なし

震災からの復旧・復興に最優先で取り組む

1日も早い復旧・復興により北陸エリア全体の復興へ

予算編成方針のポイント①

2 人口未来構想・「人口未来戦略」提言の推進

〔 既存事業見直し額の**2倍**を要求枠として設定 〕

- ・ 人口減少を抑制する対策
- ・ 人口減少下においても社会を維持していく対策
- ・ 関係人口の創出・拡大に向けた施策 など

人口減少対策を総合的・効果的に推進
関係人口の創出・拡大との好循環を創出

予算編成方針のポイント①

3 「未来に向けた人づくり」と 「新しい社会経済システム」の構築

〔 既存事業見直し額の**同額**を要求枠として設定 〕

未来に向けた人づくり

- ▶ こどもまんなか社会の実現
- ▶ 教育改革、人材育成
- ▶ スタートアップ支援
- ▶ 共生社会の実現 など

成長戦略 6つの戦略の柱

新しい社会経済システムの構築

- ▶ 新産業戦略
- ▶ DX・GXの推進
- ▶ まちづくり、公共交通
- ▶ 観光、農林水産 など

「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」の実現

予算編成方針のポイント②

Ⅱ 既存事業の抜本的見直し・再構築の徹底

- ▶ **長年（5年以上）にわたり継続している事業は、一旦廃止または停止を検討**
- ▶ **スクラップ・アンド・ビルドの徹底**
（新規1事業要求につき、既存2事業以上廃止等）
- ▶ **部局毎の事業費の見直し目標額を設定**
（一般行政経費▲20%など）

これらの取組みに努め、**事業本数の2割削減を目指す**

(参考) 重点分野へのメリハリある配分のイメージ

1 復旧・復興ロードマップへの対応

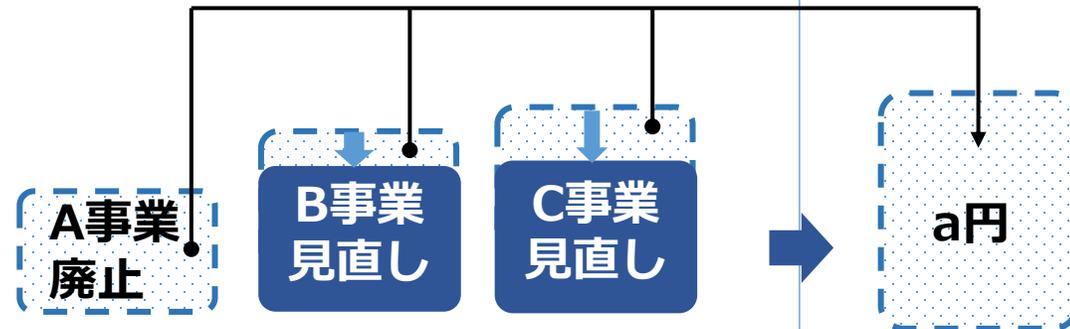
要求上限なし

既存事業の見直し
(目標: 一般行政経費▲20%など)

見直し分

要求

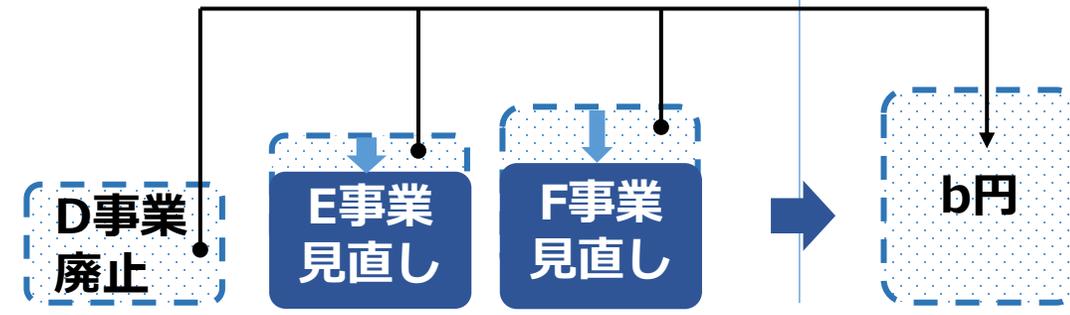
2 人口未来構想・「人口未来戦略」提言の推進



2倍の
要求枠

新規
G事業
2×a円

3 「未来に向けた人づくり」と「新しい社会経済システム」の構築



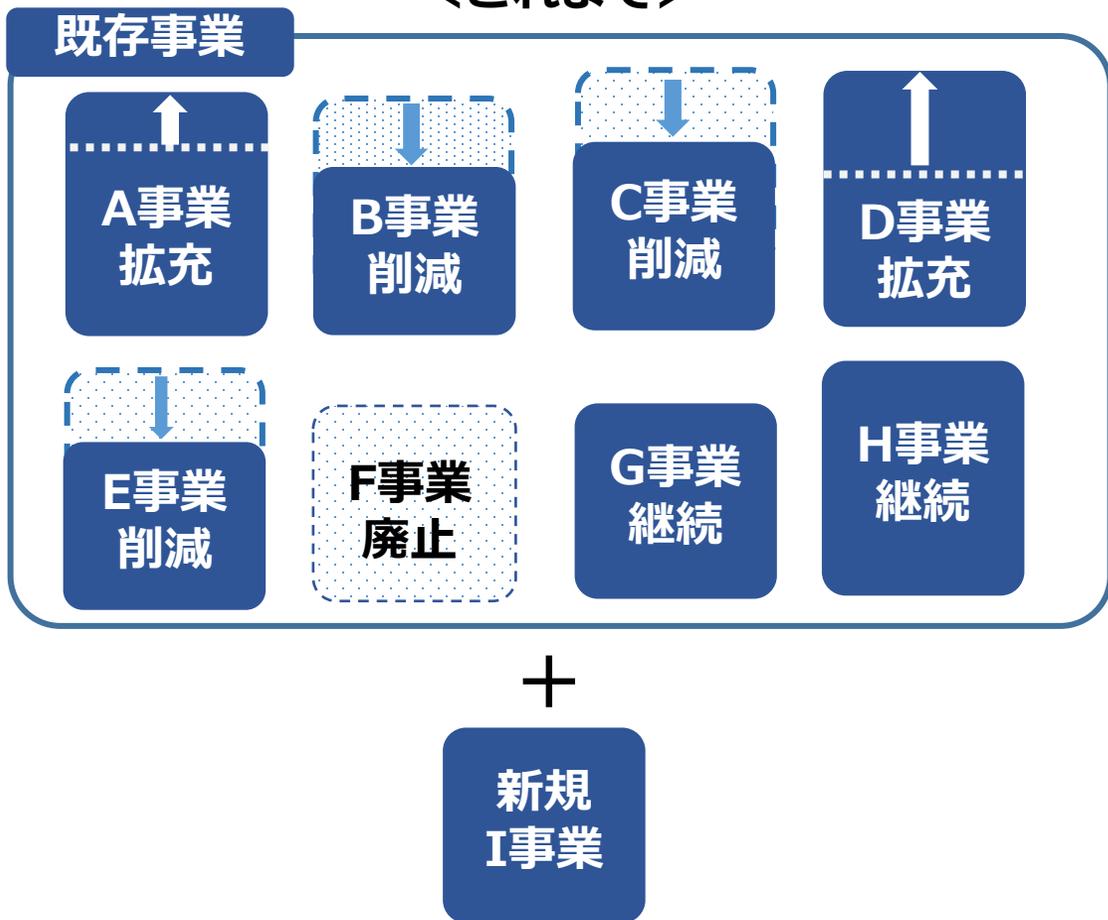
同額の
要求枠

新規
H事業
b円

限られたマンパワー・財源を意識したメリハリある資源配分

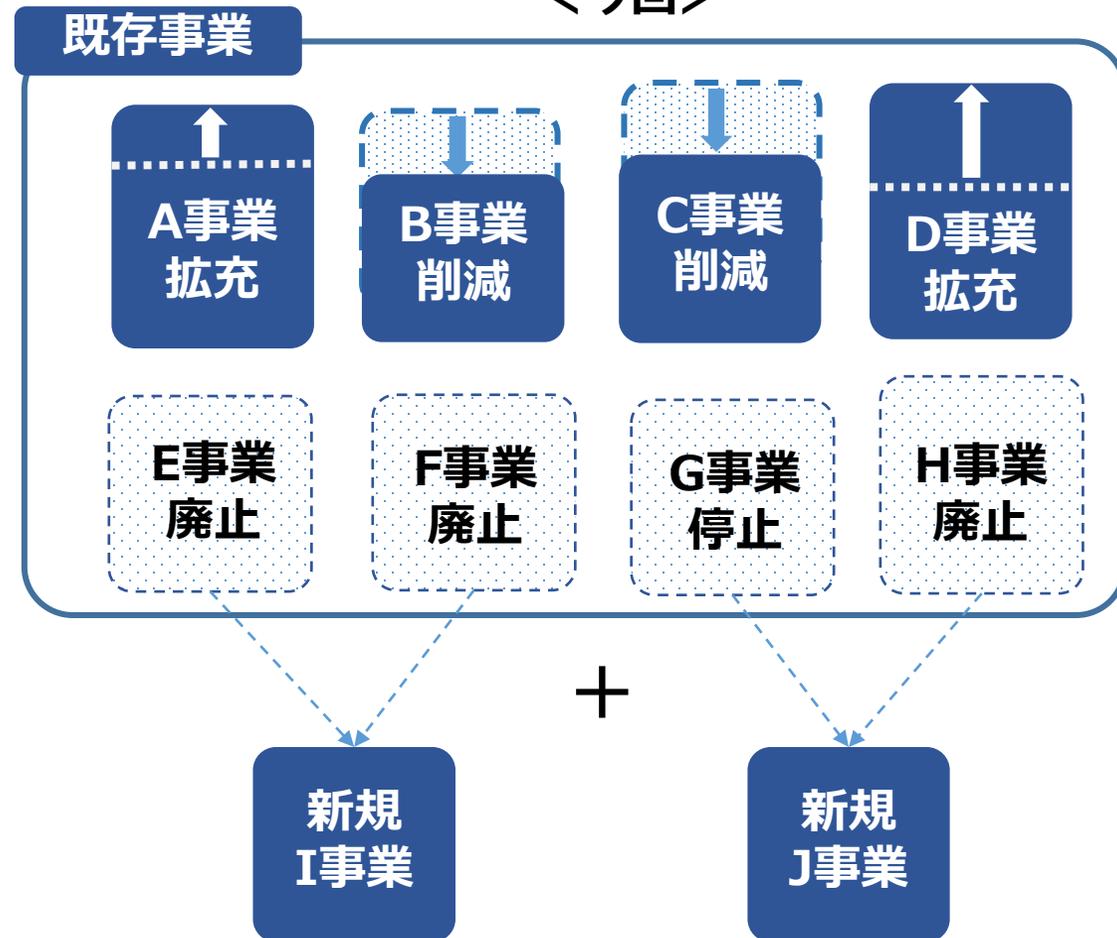
(参考) 既存事業の抜本的見直し・再構築のイメージ

<これまで>



これまでの事業見直しでは、必ずしも業務量が減るとは限らず、余裕がないマンパワーの中で新たな行政課題への対応に苦慮

<今回>



スクラップ・アンド・ビルドの更なる徹底
(新規1事業要求につき、既存2事業以上廃止等)
▶ 一層の選択と集中によりマンパワーを確保、
新たな行政課題にも適宜対応

予算編成方針のポイント③

Ⅲ 引き続き、すべての部門において、ウェルビーイング向上効果等を勘案して施策を検討

- 今回、**人口未来構想**・**「人口未来戦略」提言の推進**に向けた経費は、**施策設計図**（※）を用いて、ウェルビーイング指標などのデータ活用により、分野横断的に企画・立案
- R6当初予算時に施策設計図を用いて立案した**施策テーマ（23テーマ）**は、事業の進捗・成果を踏まえ、**必要な見直しを行い継続**

※県民のウェルビーイング向上を意識した事業を図を用いて体系的に整理するもの

予算編成方針のポイント④

IV その他

1 デジタル技術（AI・RPAなど）の積極活用

業務プロセスの見直しや事務の簡素化、ペーパーレス化を推進

2 効果的・効率的な情報発信

「伝える」事業について、デジタルマーケティングを活用するなど、ターゲットに応じ
「作る・届ける・分析する」予算を戦略的に配分

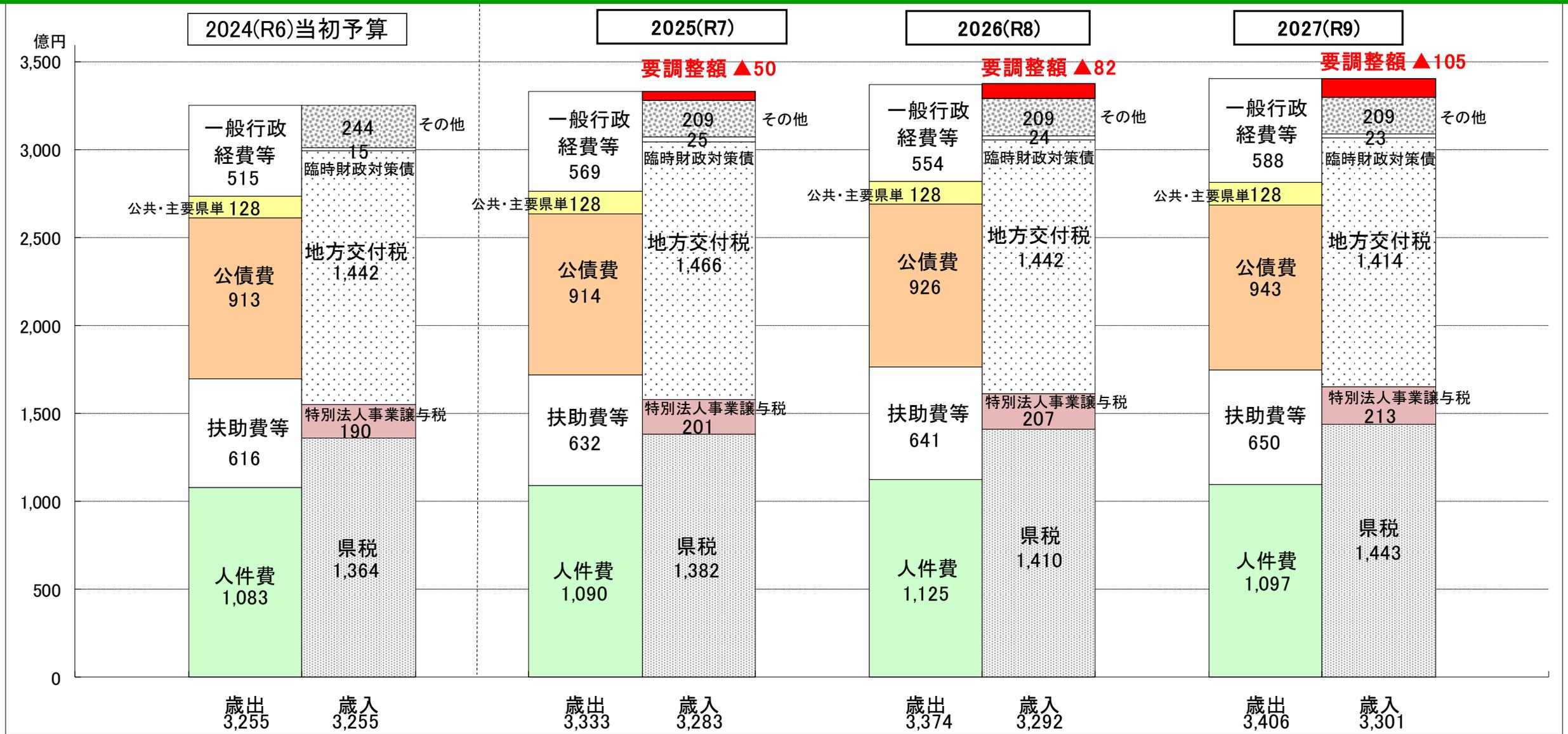
3 サンドボックス予算の活用

4 ふるさと納税をはじめとする積極的な歳入確保

「幸せ人口1000万」を目指した関係人口の増加と歳入確保を、一体的に推進

5 国予算（経済対策）を踏まえた対応

(参考)中期的な財政見通し (一般財源ベース) <令和6年10月試算>



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。県税は、都道府県間清算及び市町村交付金交付後の実質税込ベース。R6当初の県税には個人県民税定額減税に係る地方特例交付金を含む。